

ワークスタッフ鶴の木 自費対応 契約書 (2024年9月現在)

「
」(以下、「利用者」という)と、有限会社ビハーラが運営するワーク
スタッフ鶴の木(以下「事業者」という)は、利用者に対して行う介護保険等の公的サービス適用外のサ
ービス(以下「自費サービス」という)について、以下の通り契約(以下「契約」という)を締結します。

第一条(契約の目的)

事業者は利用者に対し、自費契約によって自費サービスを提供し、利用者又は利用者代理人は事
業者に対し、その自費サービスに対する料金を支払います。

第二条(契約期間と更新)

本契約の期間は、
年 月 日から第十一条に基づく契約解除又は終了までとします。
但し、利用者又は利用者代理人及び事業者双方から書面による更新をしない旨の申し出がない場合、
本契約は自動更新されます。また、それ以降も同様とします。

第三条(自費サービスの内容とその提供)

1 事業者は、利用者の希望により、両者が予め合意した自費サービスを提供します。

【室内援助】

- ① 身体援助・・・オムツ交換、入浴介助、服薬の確認、病状の見守り、安否の確認
介護保険サービス外の身体援助(お話相手、趣味活動の支援等)
- ② 生活援助・・・掃除・洗濯・調理・買い物、
介護保険サービス外の生活援助(利用者以外を対象とした生活援助、草取り、ペットの世話、
時間を要する調理等)

【外出援助】

外出同行(同伴)援助・・・通院・買い物などの同行

【その他】

- ① 国内外の旅行・展覧会などの観覧・見学・外出・外遊・観劇・会食など
- ② 通常の生活援助を超えた、大掃除や家財整理など
- ③ その他、両者が予め合意した各種サービスなど

2 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者の生命又は身体を保護
するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合でも速やかな解除に
努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。

3 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、利用者の家族、主治医、訪問看護事業所、その
他緊急連絡先に連絡します。必要な場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治
療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
なお、緊急対応の場合は、利用者及び利用者家族の指示・同意がない場合でも身体援助の料金が
発生することを予め了承します。

第四条(サービス提供の記録)

事業者は、毎回のサービスの終了時に、サービスの内容を記録し、利用者又は利用者代理人に報告
します。

第五条(利用料金)

- 1 利用者又は利用者代理人は、事業者が提供したサービスの対価として、利用料を支払います。
- 2 事業者は、利用者又は利用者代理人から支払いを受けた場合は、領収書を発行します。

第六条(サービスのキャンセル等について)

- 1 利用者又は利用者代理人及び利用者家族等は、事業者に対して、サービスの提供前日の営業時間内までに、電話等にて通知する事により、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。
- 2 サービス提供前日の営業時間内までに通知した場合でも、予め準備に要した費用や予約した費用などは、利用者の負担となります。チケットなど、キャンセルができなかった費用も、利用者の負担となります。
- 3 利用者又は利用者代理人及び利用者家族等が、サービス提供前日の営業時間内までに通知することなくサービスを中止した場合は、事業者は利用者に対して、利用料金を重要事項説明書に定める料金を元に請求する事ができます。利用者は事業者からの請求金額を支払います。但し、利用者の急な入院など、やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 利用者又は利用者代理人及び利用者家族等による背信行為があった場合、すみやかにサービスを中止します。

第七条(損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。

第八条(秘密保持)

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。
- 2 利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第九条(合意管轄)

この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第十条(契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、利用者及び利用者代理人、事業者双方が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

第十一条(相談・要望・苦情)

- 1 事業者は、利用者又は利用者代理人からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、当事業所の営業時間内において受け付け、速やかに対応するよう努めます。
- 2 相談・苦情窓口は、重要事項説明書に記載します。

第十二条(契約の終了)

- 1 ご利用者及びその家族は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することより、この契約を解約することができます。ただし、ご利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内でも、この契約を解約する事ができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事業がある場合は、ご利用者及びそのご家族に対して、1か月間の予告期間において、理由を示した文書を通知する事により、この契約を解除する事ができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、ご利用者及びそのご家族は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する事ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者がご利用者及びそのご家族等に対して、社会通念を逸脱した行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産等した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する事ができます
 - ① ご利用者のサービス利用料金の支払が1か月以上遅延し、料金を払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
 - ② ご利用者及びそのご家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

ワークスタッフ鶴の木 自費対応 重要事項説明書

(1)事業所の連絡先

- ① 住所 東京都大田区鶴の木2-17-3
ライオンズマンション鶴の木1階
- ② 電話 03(5741)8239
- ③ F A X 03(5741)1426

(2)事業所の責任者 有限会社 ビハーラ 取締役 今田 清美 (いまだ きよみ)

(3)事業所の営業時間

月曜日から金曜日までの、午前8時30分から午後5時30分まで。
土・日曜日・祭日は休業です。12月29日から1月3日までは休業です。
但し、急用の場合はご連絡下さい。

(4)サービス提供時間帯の区分け

通常の時間 : 8:30~17:30
早朝の時間 : 6:00~8:30
夜間の時間 : 17:30~21:00
深夜の時間 : 21:00~6:00

(5)利用料金の算定・・・当初から自費で対応する場合

- ① 室内援助 …… 60分 4,000円
- ② 外出援助 …… 60分 4,500円
- ③ 国内旅行などの観覧・見学・外出・外遊・観劇・会食など
…… 60分 6,000円~10,000円
*旅費及び交通費は利用者の負担となります。
- ④ 特殊な対応(大掃除や廃品の回収・大型の家具の移動など)
…… 60分 6,000円~10,000円
- ⑤ 家電製品の廃棄・ゴミの廃棄などは、別料金です。
- ⑥ 最初の1時間は固定料金となります。それ以後は、30分毎に計算いたします。
- ⑦ (4)で記した区分で、早朝・夜間の援助は25%増、深夜の援助は50%増になります。
- ⑧ 土・日・祝日の援助は(5)①②③④に対して10%増、年末年始は35%増になります。

(6)個人情報の取り扱い

事業者がサービスの提供に際し、下記の場合など必要に応じて、利用者及び利用者の家族の個人情報を第三者に提供することの承諾を得てから行います。

- ① 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス・サービス担当者会議等による連携、照会への回答、特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答など
- ② 審査、支払い機関へのレセプトの提出・保険者への相談、届け出、及び照会への回答など
- ③ その他、双方が必要と認めたとき

(7)サービスの提供方法

- ① 事業者が提供する自費サービスは、事前に日時や金額を明確に知らせます。
- ② ご利用者からの事前連絡によりサービス内容変更については、相談を受けます。
- ③ 毎サービス終了後に実施記録にてサービス内容を記載し、確認ができます。

(8)相談・要望・苦情の窓口

担当者： サービス提供責任者 井田 奈央 (いだ なお)

電話番号:03-5741-8239

以上の契約の証として本契約書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その式通を保有します。

年 月 日

【利用者】

氏名 印

住所

【利用者代筆者】

氏名 印

住所

【利用者代理人】

氏名 印

住所

事業者 〒146-0091

大田区鵜の木2-17-3 ライオンズマンション鵜の木1階

有限会社 ビハーラ ワークスタッフ鵜の木

取締役 今田 清美 印